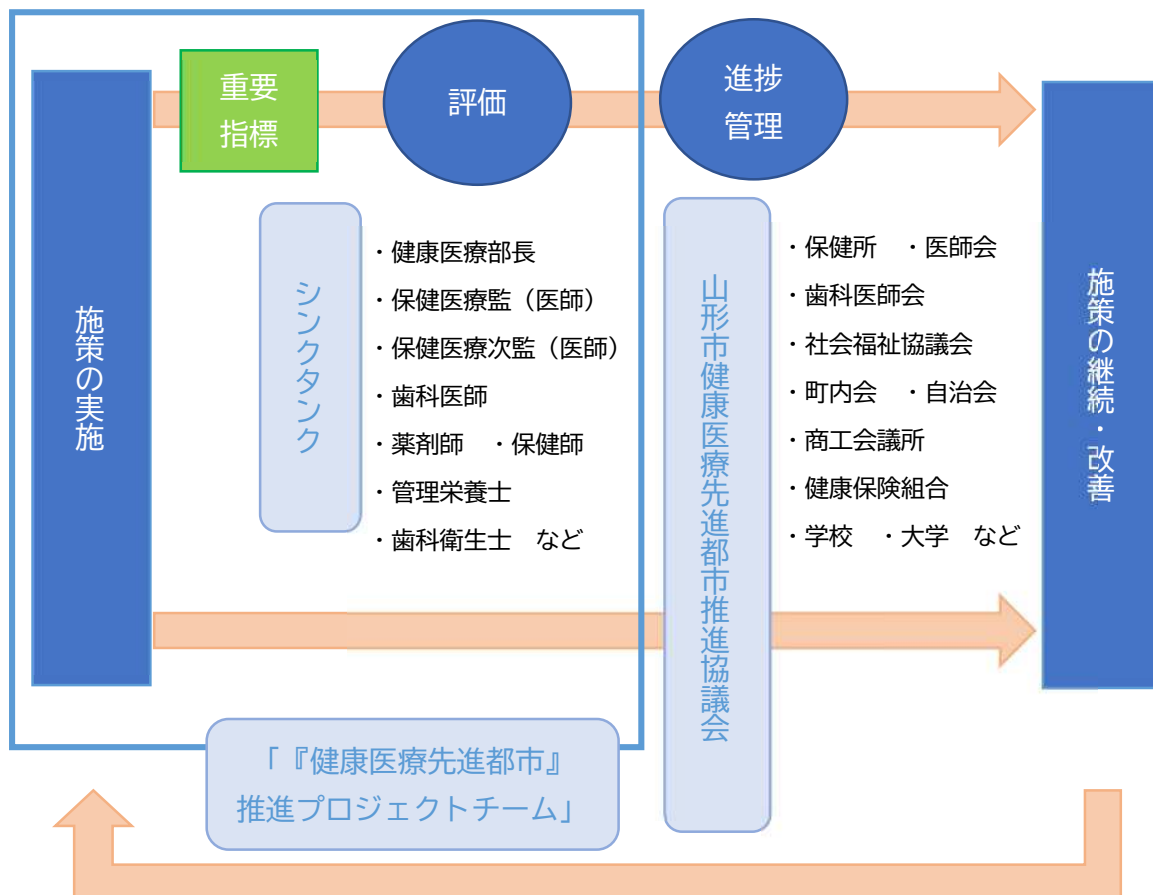


第6章 推進体制

【推進体制のイメージ図】



1 施策を推進するための視点（横ぐし）

①DX※（デジタルトランスフォーメーション）の推進

市民ニーズや利便性の向上を見据えた、健康医療分野等におけるDX※化を推進します。

②部局横断的な取組

市民の健康増進に資する事業を市全体で効果的に実施することを目的に、関係各課で構成された『健康医療先進都市』推進プロジェクトチームを設置します。チームには保健所内に設置したシンクタンク※が含まれており、『健康医療先進都市』推進プロジェクトチーム及びシンクタンク※（上図参照）において、健康寿命の延伸に向けた政策の推進や関連事業の評価、改善に向けた提案を行います。

2 山形市健康医療先進都市推進協議会への報告・進捗管理

医療、福祉、地域、産業、教育の関係団体の代表及び学識経験者等で構成する「山形市健康医療先進都市推進協議会」（P 4 7 「推進体制のイメージ図」参照）に毎年度報告のうえ、各取組の進捗管理を行います。

また、本計画を着実に推進するため、シンクタンク※における調査分析を活用しながらP D C Aサイクルに基づき計画の進捗管理を行います。

山形市健康医療先進都市推進協議会 委員団体一覧

分 野	NO	団 体 名
学識経験者	1	国立大学法人山形大学大学院医学系研究科
保健医療	2	一般社団法人山形市医師会
	3	一般社団法人山形市歯科医師会
	4	一般社団法人山形市薬剤師会
地域福祉	5	社会福祉法人山形市社会福祉協議会
地区組織等	6	山形市自治推進委員長連絡協議会
	7	山形市体育振興会連合会
	8	山形市P T A連合会
	9	山形市老人クラブ連合会
体育及び健康に関する団体等	1 0	山形市食生活改善推進協議会
	1 1	山形市健康づくり運動普及推進協議会
	1 2	公益財団法人山形市スポーツ協会
産業・産業保健関係機関	1 3	山形商工会議所
健康保険組合等	1 4	全国健康保険協会山形支部
教育・保育関係	1 5	山形市小学校長会
	1 6	山形市中学校長会
	1 7	山形市民間立保育園・認定こども園協議会
保健所等関係行政機関	1 8	山形市健康医療部

山形市健康医療先進都市推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 健康医療先進都市の実現に向けて、「健康」及び「医療」を核とした、健康寿命※の延伸を目指した予防の取組並びに山形市民の実態に基づいた対策（SUKSK生活）及び「山形市健康づくり21」の推進を円滑かつ効果的に図るために必要な事項を協議するため、山形市健康医療先進都市推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項等）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）健康医療先進都市の推進及びその支援体制に関すること。
- （2）山形市民の実態に基づいた対策（SUKSK生活）の推進及びその支援体制並びに普及啓発に関すること。
- （3）「山形市健康づくり21」の推進及びその支援体制並びに普及啓発に関すること。
- （4）その他市民の健康づくりのために必要と認められる事項に関すること。

（構成）

第3条 協議会は、会長及び委員25人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- （1）保健所等関係行政機関の代表者
- （2）市医師会、市歯科医師会等保健医療関係団体の代表者
- （3）社会福祉協議会等社会福祉関係団体の代表者
- （4）地域の代表者並びに体育及び健康の関係団体の代表者
- （5）産業・産業保健の関係機関の代表者
- （6）健康保険組合等の代表者
- （7）教育・保育関係団体の代表者
- （8）学識経験者
- （9）その他協議会の運営に当たり必要と認められる者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会の会長は、市長をもって充てる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(幹事会)

第7条 協議会に第2条の協議事項等を検討するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事をもって構成する。

3 幹事は、第3条第2項第1号から第7号までの団体等に属する者、学識経験者その他協議会の運営に当たり必要と認められる者のうちから会長が依頼する。

4 会長は、必要に応じ、幹事会の会議を開催することができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康医療部(山形市保健所)健康増進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

(山形市健康づくり推進協議会設置要綱の廃止)

2 山形市健康づくり推進協議会設置要綱(昭和53年11月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。